

## LEGAL QUEST 『民法VI 親族・相続〔第7版〕』訂正情報

2024年4月

●35頁上から12行目

「平成5（2023）年」 → 「令和5（2023）年」

●132頁1～3行目

「なお、親権を行う母・親権を行う養親・未成年後見人が否認権を行使する場合には（改正後774条2項）、この特則は適用されない。すなわち、これらの者による否認権の行使は原則通りとされる（改正後778条の2第3項）。」

↓

「なお、親権を行う母・親権を行う養親・未成年後見人が否認権を行使する場合には（改正後774条2項）、この特則は適用されない（改正後778条の2第3項）。すなわち、これらの者による否認権の行使は原則通りとされる。」